

令和 6 年度

助成金応募要領

一般公募

推薦応募

特別支援機関応募

1. 助成の趣旨

当財団は、昭和47年に設立され、平成23年4月に公益財団法人の認定を受け、今日まで50年に亘り、「産業経済発展のための調査研究・科学技術開発を行っている全国の大学の研究機関の研究者、及び民間の研究機関・団体の推進しているプロジェクト活動」に対し、財政的助成援助事業を行っております。

その助成援助対象は、産業経済発展のため学術・科学技術の振興を中心に、国際相互理解の促進・経済協力、地球環境の保全・自然環境の保護、地域社会の健全な発展、国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給、科学者の育成、青少年の健全な育成等に携わる分野の研究機関の研究者並びにプロジェクト・団体など多岐にわたり、当財団の当初の目的である「わが国の経済社会の発展と国民生活の向上」に寄与して今日に至っています。

今後とも、いろいろな分野で意欲的に活躍されている多くの研究者並びにプロジェクト活動に「有意義できめ細やかな」助成援助を行い、社会貢献に努めてまいります。

2. 応募資格

応募資格は、「3. 応募対象テーマ」に取り組んでいる大学・高専の研究者(教授、准教授、専任講師、助教)、又民間の研究機関・団体が推進しているプロジェクト活動の代表者とします。応募には、以下の3種類があります。

- (1) 一般公募による応募
- (2) 推薦応募による応募
- (3) 特別支援機関からの応募

ただし、過去5年間に助成採択され助成金を受領した研究者の応募は対象外とします。

(1) 一般公募による応募

当財団のホームページに掲載する応募要領により、広く応募者を募ります。

ただし、助成審査委員会の合議審査結果により、助成採択枠は、原則として1つの機関2件までとします。海外機関から応募される場合の「応募書類」及び「成果報告書類」もすべて日本文の提出とします。

(2) 推薦応募による応募

一般公募の応募締め切り後、当財団が指定する機関の長宛てに「推薦応募依頼書」を送付し応募者を募ります。ただし、原則として1つの機関からの応募は1件とします。

(3) 特別支援機関からの応募

当財団の理事会において認定されている下記の機関から応募者を募ります。

- A. 慶應義塾大学東アジア研究所
- B. 再生可能エネルギー協議会
- C. 渥美国際交流財団関口グローバル研究会
- D. 慶應義塾大学医学部予防医療センター
- E. タイ王国の泰日工業大学
- F. カンボジア王国の大学及び専門学校（当財団の指定する大学及び学部学科）

3. 応募対象テーマ

下記の分野での研究・活動を対象として応募の受付をします。ただし、**産学協同研究テーマ**については、助成の対象とはいたしません。

- ① 災害対策分野
自然現象(暴風雨、洪水、地震、津波、噴火等)より生じる災害対策に関する研究・開発
或いは活動をテーマとするもの。
- ② 環境問題分野
地球温暖化・産業廃棄物・放射性物質汚染等の環境技術に関する研究・開発或いは活動を
テーマとするもの。
- ③ 資源分野
材料資源・エネルギー資源・食糧資源・水資源等の研究・開発或いは活動をテーマとする
もの。
- ④ 医学・医療分野
先進先端的医療技術の研究・開発、革新的な医用工学・生体工学の研究・開発をテーマと
するもの。
- ⑤ 地域社会対策分野
地域・地方社会の創生・振興・進展・活性化に寄与する研究或いは活動をテーマとするもの。
- ⑥ 国際交流・人材育成分野
東アジア・東南アジア地域での国際相互理解を深化させる研究或いは活動、及び開発途上
国への技術・産業支援並びに若い技術者の育成を目的とする活動をテーマとするもの。
- ⑦ 科学技術・産業開発分野
産業発展のための科学技術及び経済に関する研究・開発をテーマとするもの。

4. 応募方法

応募方法には、**1年限りの単年度応募**と同じ研究課題を対象として**3年を限度とする複数年度の継続応募**の二通りがあります。継続応募であっても応募申請書類は、1年毎にご提出いただきます。継続応募の2年目、3年目の応募申請については、1年目、2年目の成果・実施内容を精査して決定します。従って、**継続応募であっても必ずしも次年度助成対象として採択されるものではありません。**

4.1 募集期間

募集期間は、毎年当財団のホームページに掲載しますが、原則として下記とします。

一般公募の応募は、毎年7月21日より9月16日

推薦応募の応募は、毎年10月11日より11月30日

特別支援機関の応募は、毎年9月21日より11月20日

4.2 応募手順

新規応募される場合と、継続応募される場合により応募書類が異なります。

(1) 応募の申込み

応募を希望される方は、当財団ホームページより「**エントリーシート**」をダウンロードし、必要事項を記入の上、当財団事務局まで電子メールにて応募の申込みをしてください。折返し、「**受付番号**」をお知らせいたします。

①「エントリーシート」のファイル名

所属機関と応募者名を入れて保存してください。⇒(例) 高橋大学(高橋太郎).xls

②電子メールの件名には、【エントリーシート】と明記し、所属機関と応募者名を入れて送信してください。⇒(例) 【エントリーシート】高橋大学(高橋太郎)

(2) 応募書類の作成

応募の申込み後、当財団ホームページより応募書類書式をダウンロードしてください。
応募書類には、「単年度及び継続応募初年度用」と「継続応募2年目・3年目用」がありますので、応募に応じて選択してください。応募書類には必ず当財団事務局よりお知らせする「**受付番号**」を記入してください。

【応募書類】

① 推薦書及び応募申請書(申請書様式①)

所属機関の印は、所属機関印又は、学部学科等の印で構いません。

② 申請者略歴書(申請書様式②) 継続応募の場合は、提出不要です。

押印及び「申請者略歴書」の写真添付は、郵送書類のみで構いません。

③ 研究の目的及び研究の概要(申請書様式③)

3ページから5ページ程度にまとめてください。

④ 助成金の使用計画(申請書様式③)

助成金出納責任者は、**応募者以外**で経理部門の方又は寄附金の管理をされる部署の方及び部署名を記載してください。助成金の使用計画は、必ず書式の**記入方法**に従い記載してください。

(3) 応募書類の提出

「応募書類」は、応募締切日までに電子メール及び郵送にて提出してください。締切日までに、郵送及び電子メール提出の両方が完了している必要があります。

① 電子メールの件名には、【応募書類】と明記し、所属機関、応募者名、**受付番号**を記入して送信してください。⇒(例) 【応募書類】XX大学(高橋太郎)(受付番号)

② 電子メールに添付する応募書類の電子ファイルは、PDF化しないでください。

【応募書類の注意事項】

応募書類のファイル名は、**受付番号**、所属機関、応募者名を入れて保存してください

⇒(例) 受付番号.XX大学(高橋太郎).doc

4.3 応募金額と助成金額及び助成期間

応募金額・助成金額と助成期間は、下記の(1)(2)(3)のとおりとします。

(1) 応募金額

応募テーマに対して単年度当たり100万円から300万円(10万円単位)の範囲で
ご応募いただけます。

(2) 助成金額

助成金額の決定は、応募書類の研究内容の概要及び助成金使用計画の内容から助成審査委員会において**妥当な金額**を判断し決定されますので、助成金額は、応募金額より減額されることがあります。減額された場合、助成金使用計画の再提出の必要はありません。最終的に成果報告書提出時の収支報告書に記載してください。

(3) 助成期間

助成期間は、1年限りの単年度応募と複数年度の継続応募での2年間または3年間とします。

5. 審査方法・結果のご通知

(1) 選考方法

① 事前書類審査

応募者より提出された申請書類内容について、当財団が設置する助成審査委員会の各委員が書類審査を行い、下記の4項目について5段階評価をします。

(a) 研究・活動テーマの社会的貢献の期待度

(b) 研究・活動テーマの遂行計画の妥当性

継続応募2年目、3年目の応募については前年度での計画の遂行状況も審査の対象となります。

(c) 助成金支出計画の妥当性

(d) 助成対象としての総合評価

② 書類審査結果の集計

当財団事務局は、各審査委員から提出された「助成審査評価」結果について各審査員間の評価の偏りを勘案し補正のうえ集計します。

③ 助成審査委員会

集計結果について助成審査委員会において助成対象としての是非を合議により審査し、当財団の理事会に答申します。

(2) 選考結果のご通知

当財団の理事会は毎年3月に開催され、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書の審議を行い、**助成先と助成金額**が正式に決定されます。正式決定後、該当事業年度の4月中旬頃までに、推薦者経由にて採択された応募者宛てに「助成金援助決定通知」を送付します。

なお、助成審査委員会において審査した結果、助成が見送られることになった応募案件についても推薦者経由にて応募者に選考結果をお知らせします。申請書類については、当方において責任をもって管理いたします。

(3) 助成援助承諾書

助成対象に採択された応募者は、決定通知到着後、速やかに助成金の受入れ手続きとして、当財団所定の「助成援助承諾書」を提出していただきます。なお、「助成援助承諾書」の整理番号欄には必ず「助成金援助決定通知」に記載の「**公財番号**」を記載してください。

また、貴機関指定の「寄附申込書」等の提出が必要な場合は、書式をメールにてお送りください。「助成援助承諾書」の提出期限は、**5月20日まで**としております。

6. 助成金の受入れ

(1) 助成金の振込み

寄附金申込書が不要の場合には、「助成援助承諾書」に記載された銀行口座に振込みます。寄附金申込書が必要な場合には、当財団から寄附金申込書を受け取られた後、貴機関内での所定の手続きを経て「助成金振込依頼書」をお送りください。

助成金は、助成対象事業年度の4月下旬から6月中旬の間に指定された銀行口座に振込みます。

(2) 間接経費免除申込み

助成金は応募者の課題目の研究に対する援助を目的としている関係上、間接経費は10万円を限度としています。もし助成金を全額研究資金として使用したい場合には、「間接経費免除申込書」を作成しますので申出てください。

(3) 領収書の発行

助成金の振込が確認された後、貴機関発行の「領収書」を**6月末日**までにお送りください。

(4) 助成金管理

当財団より交付された助成金の管理は、貴機関の会計部門或いは寄附金の統括部門の責任者(応募申請者以外)が担当し、必要帳簿を備えて、応募申請の目的に合致する正当な支出に充当してください。

7. 研究成果の報告

毎年度末において、当事業年度における研究等の成果について、研究成果の概要及び支出実績の概要について成果報告書を提出していただきます。成果報告書及び収支報告書の書式は、当財団のホームページよりダウンロードしてください。

成果報告書及び収支報告書は、「単年度及び継続応募初年度用」と「継続応募2年目・3年目用」がありますので、応募に応じて選択してください。

当財団は、研究成果に基づく特許または実用新案の出願に際してその権利を主張しません。ただし、財団が成果報告について一般公開する場合の同意をお願いいたします。

(1) 成果報告

研究成果の概要は、A4用紙3-5ページ程度にまとめて作成してください。助成金の翌年度への繰越しは原則認めておりません。もし、何らかの事情により**応募申請時の研究計画が果たせなかった場合、及び助成金の支出実績が助成金額に対して未達成となった場合でも、それまでの研究成果、その未達成に至った事情、及び翌年度以降に繰越となる助成金の残金の使用予定を含めて中間報告として成果報告書(中間報告)を作成し提出してください。**その後、所定の助成金額が全額支出され、研究計画が完了した時点で成果報告書の提出をしてください。

(2) 成果報告書・収支報告書の提出とその期限

「成果報告書」及び「収支報告書」に際して、電子ファイル(PDF化しないWORDファイル)をメールに添付し、及び**押印した書類**を郵送にて提出していただきます。

成果報告書のファイル名は、受付番号、所属機関、応募者名、成果報告を入れて保存してください。⇒(例) 受付番号.XX大学(高橋太郎)(成果報告).doc

提出期限は、原則として当該事業年度末(**3月末日**)とします。

止むを得ず、提出が遅れる場合には、必ずその旨当財団に連絡してください。

(3) **論文を对外発表した場合は、合わせて発表論文を提出してください。(発表論文には当財団からの助成援助による研究である旨の掲載をお願いいたします。)**

また、20万円以上の設備・什器備品等の固定資産を購入した場合は、当財団からの寄贈である旨の銘板・シール等を取付け写真を撮り、合わせてご提出ください。

(銘版の参考例)

(公財) 高橋産業経済研究財団
よりの研究助成金で購入しました。
年 月 日
〇〇〇大学〇〇学部〇〇学科
准教授 高橋太郎

8. 書類のダウンロード

当財団への「エントリーシート」「応募申請書」、助成採択者の「助成援助承諾書」、並びに「成果報告・収支報告書」の書式については、当財団ホームページの「研究助成応募のご案内」ページよりダウンロードしてご利用ください。

<http://takahashi-f.or.jp/entry/index.shtml>

9. 個人情報の取扱いについて

- (1) 個人情報は、当財団研究助成の業務に必要な範囲に限定して使用いたします。
- (2) 助成が決定した場合は、助成対象者の氏名、所属機関、職位、研究課題を当財団ホームページ上で公表いたします。

10. 応募申込み・書類提出先・お問い合わせ

公益財団法人 高橋産業経済研究財団 事務局

住所 : 〒141-0031 東京都品川区西五反田 2-12-19 五反田NNビル 10 階

E-mail : takahashi-zaidan@takahashi-f.or.jp

URL: <http://takahashi-f.or.jp/>

TEL : 03-5759-8030

FAX : 03-5759-8031

以 上